

工事現場における現場代理人等の取扱いの追加事項

(工事現場における現場代理人等の取扱いについて 抜粋)

主な変更点(令和4年4月1日公告案件から適用)

本市発注工事と国や他の自治体発注工事の現場代理人の兼務を認めていなかった



本市発注工事と国や他の自治体発注工事の現場代理人の兼務を併せて2件まで可能とする

・市発注工事のほかに、国・他の地方公共団体等で発注した当初請負代金額3500万円未満の工事を併せて2件まで兼務を可とする。なお、国・他の地方公共団体等で発注した工事の工事場所は、行田市内とする。

・兼務を可とする、国・他の地方公共団体等で発注した工事の工事場所は、行田市内とする。

・国・他の地方公共団体等の発注者が、本市工事との兼務を認めた場合に限る(様式第3号、様式第4号)。

工事現場における現場代理人等の取扱いの追加事項(参考)

従来ルール

	1工事目	2工事目	3工事目	
ケース1	行田市発注工事 可	行田市発注工事 可	行田市発注工事 可	市発注工事3工事まで 兼務可
ケース2	行田市発注工事 可	行田市発注工事 可	市以外の発注工事 不可	市発注工事と市以外の 兼務不可
ケース3	行田市発注工事 可	市以外の発注工事 不可		市発注工事と市以外 の兼務不可
ケース4	市以外の発注工事 可	行田市発注工事 不可		市発注工事と市以外 の兼務不可

新ルール

	1工事目	2工事目	3工事目	
ケース1	行田市発注工事 可	行田市発注工事 可	行田市発注工事 可	市発注工事3工事まで 兼務可
ケース2	行田市発注工事 可	行田市発注工事 可	市以外の発注工事 不可	市発注工事と市以外の 兼務不可
ケース3	行田市発注工事 可	市以外の発注工事 可		市発注工事と市以外 の兼務可
ケース4	市以外の発注工事 可	行田市発注工事 可		市発注工事と市以外 の兼務可